

※この法令は廃止されています。
昭和二十二年政令第二百九十九号

第一条 農業災害補償法（昭

第一條 農業災害補償法（昭和二十一年法律第八十五号。以下「法」という。）第十二条第一項及び第二項の規定による負担金（特定組合（法第五十三条の二第四項の特定組合をいう。以下同じ。）に係るもの）を除く。）は、組合等（法第十二条第三項の組合等をいう。以下同じ。）ごと、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別（法第七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）ごとに合計し、その合計して得た金額（以下「農作物交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る部分の当該組合等による徴収の状況により、農作物交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等（その農作物交付対象負担金額が、当該組合等に係る再保険料相当金額（当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る再保険料に相当する金額に、当該組合等の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る法第二百二十四条第一項第一号に掲げる金額（以下この項において「農作物異常部分保険料」という。）の当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物異常部分保険料の合計金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）を超える組合等に限る。）の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合等の組合員等の負担に係る部分のこれらの組合等による徴収の状況により、農作物交付対象負担金額のうち第三号に掲げる金額については、毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。

二 農作物交付対象負担金額が、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額におけるその超える部分の金額

二 農作物交付対象負担金額が、当該組合等に係る再保険料相当金額を超える場合におけるその超える部分の金額が、当該組合等が当該農業共済組合連合会に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額から当該組合等に係る再保険料相当金額を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額に相当する金額

三 当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等に係る再保険料相当金額（その金額が農作物交付対象負担金額を超えるときは、その農作物交付対象負担金額に相当する金額）

特定組合に係る法第十二条第一項及び第二項の規定による負担金は、特定組合ごと、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに合計し、その合計して得た金額（以下この項において「特定組合農作物交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めることにより、当該特定組合の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る共済掛金の合計金額中その組合員の負担に係る部分の当該特定組合による徴収の状況により、特定組合農作物交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。

一 特定組合農作物交付対象負担金額が、当該特定組合が政府に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額を超える場合は、その特定組合農作物交付対象負担金額に相当する金額の超える部分の金額

二 当該特定組合が政府に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額（その金額が特定組合農作物交付対象負担金額を超えるときは、その特定組合農作物交付対象負担金額に相当する金額）

第一條の二 法第十三条の三第一項の規定による負担金（特定組合に係るものを除く。）は、組合

第一条の二 法第十三条の三第一項の規定による負担金（特定組合に係るものを除く。）は、組合等ごと、共済目的の種類ごと及び収穫共済区分（法第二百二十二条第三項の収穫共済区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに合計し、その合計して得た金額（以下この項において「収穫交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めることにより、当該組合等の当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る共済掛金の合計金額中その組合員等の負担に係る部分の当該組合等による徴収の状況により、収穫交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等（その収穫交付対象負担金額が、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべきその組合等に係る再保険料に相当する金額を超える組合等に限る。）の当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合員等の負担に係る部分のこれらの組合等による徴収の状況により、収穫交付対象負担金額のうち第三号に掲げる金額については、毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。

一 収穫交付対象農業扶合組合が三課組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき三課共済目的の種類及び収穫共済区分に係る保険料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分の金額

におけるその超える部分の金額（その超える部分の金額が、当該組合等が当該農業共済組合連合に支払うべき当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る保険料に相当する金額から当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等の当該共済目的の種類及び収穫共済区分に係る再保険料に相当する金額を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額に相当する金額）

1

るときは、その収穫交付対象負担金額に相当する金額)
特定組合に係る法第十三条の三第一項の規定による負担金には、前条第二項の規定を準用す
る。この場合において、同項中「農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「収穫共済区分」と、「特定組合農作物交付対象負担金額」とあるのは「特定組合収穫交付対象負担金額」と
読み替えるものとする。

法第十三条の三第二項の規定による負担金（特定組合に係るものを除く）には、第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「共済目的の種類」と及び収穫共済区分（法第百二

十二条第三項の「収穫共済区分」をいう。以下この条において同じ。)とあるのは、「及び共済目的の種類」と、「収穫交付対象負担金額」とあるのは、「樹体交付対象負担金額」と、「当該共済目的の種類及び収穫共済区分」とあるのは、「当該共済目的の種類」と読み替えるものとする。

別」とあるのは「当該共済目的の種類」と読み替えるものとする。

ごとに合計し、その合計して得た金額（以下「畑作物交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合等の組合員等の負担に係る部分のこれらの組合等による徴収の状況によ

り、畑作物交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。

一 当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額の合計金額（以下「畑作物交付対象負担金合計額」といいう。）が、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該畑作物共済再保険区分に係る再保險料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分の金額に、当該組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額の当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金合計額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額

二 当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額に、当該組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象

負担金額の当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額（その再保険料に相当する金額が、当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金合計額を超えるときは、当該組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額に相当する金額）

物交付対象負担金額」と、「当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「当該畑作物共済保険区分」と読み替えるものとする。

(法第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村をいふ。以下同じ。)にあつては、共済事業に関する事務に従事する職員)の給料、手当及び旅費、事務所費、会議費その他組合等及び農業共済組合連合会の行なう共済事業及び保険事業に関する事務の執行に必要な費用とする。

第一項の五、法第十七条第一項第一号がなし書の判定に依る者道府県知事が定める同様になし書の農作物の耕作面積についての基準とし、次の各号に掲げる農作物の区分により、当該各号に定める面積の範囲内で定めるものとする。

二 陸稲十アールを下らず三十アールを超えない面積（北海道においては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）
三 麦十アールを下らず三十アールを超えない面積（北海道においては、四十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）

都道府県知事は、前項の基準を定めた場合には、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第一条の七 法第八十四条第一項第六号（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める農作物は、さとうきび第六号。

第一条の八 法第八十五条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める相当の事由は、農作物共済の共済目的の種類のうち、組合等がその農作物共済において共済目的の種類としないこととするものにつき、次に掲げる要件のすべてが備わつていていることとする。

当該組合等の区域（農業生産組合はあってはその区域、共済事業を行ふ市町村はあってはその共済事業の実施区域をいう。以下この号において同じ。）内に住所を有する農業者及び法第十六条第一項の農作物共済資格団体でその構成員のすべてが當該組合等の区域内に住所を有す

るもの（以下この条において単に「農業者」という。）につき、総体的にみて、これらの農業者の農家経済の当該共済目的の種類についての耕作の業務に係る農業所得に依存する程度が相当低位であり、当該種類を当該組合等の農作物共済において共済目的の種類としないこととし

当低位であり、当該種類を当該組合等の農作物共済において共済目的の種類としないこととしても、これによる当該農業者の農家経済への影響が軽微であると認められること。
一 農業者の当該共済目的の種類についての耕作の業務の総体としての規模からみて、当該共済目的の種類をその農作物共済において共済目的の種類とするとしても、当該共済目的の種類に係る農作物共済を効率的に行うことができないか又は困難であると認められること。
二条 法第八十五条第四項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める病害は、次のとおりとする。

いねおうかいしけく病菌による病害
二 その他その防止の方法が確立されていない水稻に係る病虫害で農林水産大臣が指定するもの

この場合を含む)の政事で定めるものとの事由は、家畜共済の共済目的の種類のうち、組合等がその家畜共済において共済目的の種類として認めることのにつき、家畜共済の共済関係が存しない状態が相当期間にわたり継続すると認めることとする。

二条の二(一) 去第ハ五十条の二第一項の文句は、次の各号のハズレに該

けるものとする。

務を適正に執行する見込みが十分あると認められること。

二条の四 農業共済組合は、毎事業年度、法第八十七条第一項の規定により賦課金を賦課しよう
らか一方からの申請があり、かつ、その申請を相当と認めるときは、協議をとのわせるため
に必要なあつせんを行うものとする。

都道府県
とするとときは、農林水産省令で定める特別の場合を除き、その額及び賦課方法につき
知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときは、
公債の承認を行なう市町村は、毎年一度、財政第八十七条第一項の規定により賦課する賦課金の
額又は税率等を三つともは、逓減率、二つともは、逕減率又は単純計算による賦課額を提出しなければならぬ。
この賦課額は、市町村の財政状況に応じて、賦課額を逕減する場合、賦課額を逕増する場合、賦課額を維持する場合のいずれかの形で示すものとする。

はならない。これを変更したときも、同様とする。

の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。組合等は、毎事業年度（共済事業を行なう市町村にあつては、毎会計年度、法第八十七条第三項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定めたときは、遅滞なく、その額及び賦課

二条の五 組合等（特定組合を除く。）は、農林水産省令で定める区分ごとに、法第一百一条の準備金（以下「不足金でん補準備金」という。）を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、共済規程等（法第八十六条第一項の共済規程等をいう。以下同じ。）で定めることにより、法第九十二条の規定による共済金額の削減を行うことができる。

で定める要件に該当するときに限り、次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、削減される共済金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、法第九十二条の規定による共済金額の削減を行うことができる。

一 果樹共済 支払うべき共済金の総額から、収穫共済にあつては法第百二十三条第一項第二号の二イの収穫通常責任共済金額に相当する金額を、樹体共済にあつては同項第二号の三イの樹体通常責任共済金額に相当する金額を、それぞれ差し引いて得た金額の百分の十に相当する金額

二 畑作物共済 支払うべき共済金の総額から、総共済金額に畑作物通常標準被害率（法第百三十一条第五号の畑作物通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の百四十五に相当する金額

三 園芸施設共済 事業年度ごとに、支払うべき共済金の総額から、法第百四十二条の五第五号の経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率（法第百三十五条第六号の園芸施設通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の百四十五に相当する金額

農業共済組合連合会は、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業について、農林水産省令で定める区分ごとに、不足金でん補準備金を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、次の各号に掲げる保険事業の種類に応じ、削減される保険金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、保険規程で定めるところにより、法第三百三十二条第二項において準用する法第九十二条の規定による保険金額の削減を行うことができる。

一 果樹共済に係る保険事業 支払うべき保険金の総額から、収穫共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに法第二百二十三条第一項第二号の二ハに掲げる金額と政府の支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、樹体共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに同項第二号の三ハに掲げる金額と政府が支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、それぞれ差し引いて得た金額

二 畑作物共済に係る保険事業 支払うべき保険金の総額から、総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の五に相当する金額

三 園芸施設共済に係る保険事業 事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から、法第百三十一条第六号の経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の五に相当する金額

第二条の六 法第九十九条の二第二項の特別会計には、次に掲げる勘定を設けなければならない。

一 農作物共済に関する勘定

二 家畜共済に関する勘定

三 果樹共済に関する勘定

四 畑作物共済に関する勘定

五 園芸施設共済に関する勘定

六 業務の執行に要する経費に関する勘定

第二条の七 法第二百十一条第一項の政令で定める基準は、乳牛の雌等（法第二百十一条第一項の乳牛の雌等をいう。）に係る包括共済関係にあつては第一号及び第二号、肉用牛等（法第二百十一条第一項の肉用牛等をいう。）馬又は豚に係る包括共済関係にあつては第二号に掲げるとおりとする。

一 乳牛の雌で法第八十四条第一項第三号に掲げる牛であるものの当該共済掛金期間の開始の時における当該組合員等の飼養頭数（以下「期首頭数」という。）が六頭以上であること。

二 当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜（法第二百十一条第一項の包括共済対象家畜をいう。）の種類たる家畜につき、当該共済掛金期間の開始前五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

第二条の八 法第二百二十条の三の二第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。

一 当該収穫共済の共済関係に係る共済目的の種類たる果樹の栽培面積が共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前五年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。

二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

第二条の九 法第二百二十条の十四第一項第二号の政令で定める農作物は、ばれいしよ及び大豆とする。

第二条の十 法第二百二十条の十六第二項に規定する糖度に応じ収穫量に一定の調整を加える畑作物共済に係る政令で定める農作物は、さとうきびとする。

法第二百二十条の十六第二項に規定する共済事故による共済目的の減収量が基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に共済金を支払う政令で定める農作物は、ばれいしよ及び大豆とする。

第二条の十一 法第二百二十条の二十二の二第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。

一 法第二百二十条の二十二の二第一項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設（法第八十四条第一項第七号の特定園芸施設をいう。以下同じ。）の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設にあつては、その設置面積に二を乗じて得た面積）の合計が五アールを下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前三年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸（同号の施設園芸をいう。）の業務を営んだ経験を有すること。

二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行なうため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行なう見込みがあること。

第二条の十二 法第二百二十条の二十二の二第一項第一号の農林水産大臣が定める割合は、百分の十を下らず百分の三十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

法第二百二十三条规定の二号の二コの農林水産大臣が定める割合は、百分の二十を下らず百分の八十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

法第二百二十三条规定の二号の三コの農林水産大臣が定める割合は、百分の二十を下らず百分の八十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

第二条の十三 損害評議会の委員の任期は、三年以内において共済規程等又は保険規程で定める任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

第二条の十四 損害評議会に会長を置く。

会長は、委員のうちから互選する。

会長は、会務を總理する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

第二条の十五 損害評議会に、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、部会を置くことができる。

部会に属すべき委員は、会長が指名する。

部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

部会長は、部会の事務を掌理する。

損害評議会は、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、部会の決議をもつて損害評議会の決議とができる。

前条第四項の規定は、部会長について準用する。

部会の会議は、部会長が招集する。

第二条の十七 第一条の五第二項並びに第二条の四第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三条 附 則 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第四条 水稻及び陸稻の耕作面積についての第一条の五第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「耕作面積」とあるのは、「耕作面積（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域内又は同項の規定による区分が定められていない同法第四条第二項の都市計画区域における同法第八条第一項第一号の用途地域内に水稻又は陸稻の耕作を行う耕地がある者については、当該耕地の面積に農林水産大臣が定める係数を乗じて得た面積と当該耕地以外の耕地でその者が水稻又は陸稻の耕作を行うものの面積とを合計して得た面積」とする。

第五条 法第一百五十条の三第一項の交付金の金額は、同項の特定の疾病による家畜の損害につき法第九十五条の規定による指示をした特定組合及び法第一百三十二条第一項において準用する法第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会が当該指示に係る処置につきこれらの規定により負担する費用の百分の六十に相当する金額とする。

第六条 法第一百五十条の三の二の政令で定める共済目的の種類は、水稻及び麦とする。

第七条 法第一百五十条の四第一項の政令で定める共済目的の種類は、水稻とする。

第八条 法第一百五十条の五の六において準用する法第一百一条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八十四条第一項第三号及び第一百五十条の五の二の規定により共済目的とすることができる法第一百四十条の四第一項第三号及び第一百五十条の五の二の規定により共済目的とすること。

二 肉豚につき、法第一百五十条の五の六において準用する法第一百十一条の八第一項の申出に係る肉豚の期首頭数が二百頭以上であること。

三 共済掛金期間の開始前五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

四 法第一百五十条の六第一項第一号の政令で定める農作物は、大豆及び茶とする。

五 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

六 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

七 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

八 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

九 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

十 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

十一 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、大豆及び茶とする。

十二 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

十三 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

十四 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

十五 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

十六 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

十七 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

十八 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

十九 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十一 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十二 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十三 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十四 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十五 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十六 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十七 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十八 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

二十九 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

三十 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

三十一 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

三十二 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

三十三 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

三十四 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

三十五 法第一百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

を加える改正規定は、同法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（同年二月一日）から施行する。

附 則 （昭和四八年一月二二日政令第二号）抄

1 この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十一号）の施行の日（昭和四十八年四月一日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 果樹保険臨時措置法施行令（昭和四十三年政令第二十号）は、昭和四十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 果樹保険臨時措置法施行令の失効の際現に存する果樹保険臨時措置法（昭和四十二年法律第九十三号）に基づく果樹保険の保険契約に係る保険事業及び再保険事業に関する規定は、前項の規定にかかるわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則 （昭和五一年六月一日政令第一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五一年一月二七日政令第二九七号）

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十二年二月一日）から施行する。ただし、第一条中農業災害補償法施行令第一条第二項及び第一条の四の改正規定は昭和五十一年十二月一日から、第二条の規定は昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五三年四月一日政令第一二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄

（施行期日）

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（以下「改正法」とい

う）の施行の日（昭和五十四年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和四九年政令第八号）

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（以下「新法」という）第一百二十条の二の規定にかかるわらず、畑作物共済の共済目的の種類等（同条第一項の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額として農林水産大臣が定める金額を限度とし、かつ、改正法附則第四項に規定する畑作物共済の共済契約により共済契約者が支払うべき純共済掛金の十分の七に相当する金額をその者が支払うべき当該共済関係に係る共済掛金に相当する金額から新法第十三条の四の規定による負担金の額を差し引いて得た金額が超えないよう組合等（新法第十二条第二項の組合等をいう。以下同じ。）が定める金額とする。ただし、共済契約者が新法第一百二十条の十四第二項の規定により組合等が定款等（新法第八十六条第一項の定款等をいう。）で定める金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、この限りでない。

附 則 （昭和五五年一月二六日政令第三三九号）

この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十一号）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和五六年三月一三日政令第二七号）抄

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五八年一〇月七日政令第二一六号）抄

（施行期日）

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和四六年一二月一四日政令第三六九号）

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。ただし、第一条の七第一項の改正規定及び第二条の五の次に一条

1	この政令は、酪農振興法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第四十八号）の施行の日 （昭和五十八年十月八日）から施行する。
附 則	（昭和六〇年五月一八日政令第一二八号）抄
2 1	この政令は、公布の日から施行する。 第三条の規定による改正後の農業災害補償法施行令第三条の三の規定は、昭和六十年度以降の 年度の予算に係る交付金の交付について適用する。
附 則	（昭和六〇年一一月一日政令第二九一号）
2	この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の六第一項の改正規定は、 同年二月一日から施行する。 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第三条の三の規定は、昭和六十二年度の予算に係 る交付金の交付から適用する。
附 則	（平成五年六月一六日政令第一九八号） (施行期日)
1	この政令は、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（平成五年八月一日）から施行 する。ただし、第一条中農業災害補償法施行令第二条の六の三の改正規定及び第二条の六の四を 第二条の六の五とし、第二条の六の三の次に一条を加える改正規定は、同年十一月一日から、第 一条中同令第一条の二の改正規定、第二条の七に二項を加える改正規定及び第三条の四を削る改 正規定並びに第一条並びに附則第三項の規定は、平成六年二月一日から施行する。 (経過措置)
2	第一条の規定による改正後の農業災害補償法施行令（以下「新令」という。）第一条第一項の 規定は、平成六年産の水稻、陸稻及び麦に係る農業災害補償法（以下「法」という。）第十二条 第一項及び第二項の規定による負担金の交付から適用し、平成五年以前の年産の水稻、陸稻及び 麦に係る当該負担金の交付については、なお従前の例による。 新令第一条の二の規定は、平成六年二月一日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果 樹に係る法第十三条の三の規定による負担金の交付から適用し、同日前に共済責任期間の開始す る果樹共済に係る果樹に係る当該負担金の交付については、なお従前の例による。 新令第一条の五の規定は、平成六年産の水稻に係る法第十四条の二第二項の規定による補助金 から適用し、平成五年以前の年産の水稻に係る当該補助金については、なお従前の例による。 新令第二条の七第一項の規定は、平成六年産の水稻、陸稻及び麦から適用し、平成五年以前の 年産の水稻、陸稻及び麦については、なお従前の例による。
附 則	（平成六年三月一四日政令第七二号） この政令は、平成六年十二月一日から施行する。 (施行期日)
1	この政令は、平成十一年七月一日から施行する。 (経過措置)
2	この政令による改正後の農業災害補償法施行令第一条の七の二、第二条の六の五及び第三条の 五の規定は、平成十二年産のさとうきびから適用するものとし、平成十一年以前の年産のさとう きびについては、なお従前の例による。
附 則	（平成一一年一二月二二日政令第四一六号） (施行期日)
第一条	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
第二十二条	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	（平成一一年三月三一日政令第一六九号）抄 (施行期日)
第一条	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定 は、公布の日から施行する。

第一条	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平 成十三年一月六日）から施行する。
附 則	（平成一四年四月一日政令第一四一号）
第一条	この政令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一五年一〇月一日政令第四四八号）抄 (施行期日)
第一条	この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則	（平成一九年四月一日政令第一五一号） (施行期日)
第一条	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 (経過措置)
第二条	この政令による改正後の農業災害補償法施行令第二条の九及び第二条の十第二項の規定 は、この政令の施行の日以後に共済責任期間の開始するばれいしょ及び大豆から適用するものと し、この政令の施行の日前に共済責任期間の開始するばれいしょ及び大豆については、なお従前 の例による。
附 則	（平成二九年七月一四日政令第一九一号） この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備 に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施 行する。